



理事の自己契約等について

Question



今年度の総会で初めて理事に選任されました。理事には組合との取引において一定の制限があると聞いたのですが、どのような制限があるのか教えてください。

Answer

理事が自己または第三者のために組合と取引することを自己契約といい、組合法第38条に規定されています。例えば組合が取引をするにあたり、理事がその契約の相手方となって製品等の組合財産の譲受け、組合に対する財産の譲渡、金銭の貸借等を行う場合は、自己契約にあたります。理事が第三者の代理人となって組合と取引する場合も同様です。

このような取引を行う場合、当該理事がその地位を利用し、組合に不利な取引によって損害を与えることを防止する必要があります。そこで理事による自己契約を締結する際には、契約ごとに事前に理事会で当該取引について重要な事実を開示し、その承認を得る必要があります（このとき、当該取引を行う理事本人は理事会の定足数には参入せず、議決権を行使できません）。また、組合法第38条3項において、これらの取引を行った理事に対し、取引後の理事会への報告が義務付けられています。

なお自己契約の範囲については、組合との間に利害衝突を生じるものに限られ、組合に不利益を及ぼすおそれのない取引は対象となりません。したがって、行為の性質上利害衝突のおそれのない行為（料金やそのほかの取引条件が明確に確定されている運送・保険・預金契約などの普通取引約

款によって行われる定型的取引など）や、理事により行われる無償贈与、債務の履行行為、相殺などはいずれも自己契約には含まれません。

さらに、理事と組合との取引に関しては、自己契約に加えて組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとする際にも、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。このような利益相反取引についても、自己契約と同様当該理事に対して取引後の理事会への報告が義務付けられています。

利益相反の有無の認定にあたっては、理事の裁量によって組合に不利益を及ぼすおそれのあるすべての財産上の法律行為が含まれています。そのような行為には有償行為に限らず、例えば組合に対する理事の債務を免除するというような行為も含まれます。

上記のような理事による自己契約取引、利益相反取引において、どちらも法的には事前の理事会承認、事後の理事会での報告を行えば問題ありませんが、組合に損害を与えた場合には損害賠償請求の対象となったり、理事の連帯責任が問われたりする可能性があります。やむを得ずこうした取引を行う場合には、組合の財産状況を鑑みて必要以上には行わないようにするなど、慎重な判断が必要です。